

令和2年（2020年）第12回 枚方市教育委員会
定例会議案書

日程 番号	案 件 名
1	報告第13号 委員会の会議に付した事項の報告について (1) 総合型放課後事業委託契約予定事業者の選定について（答申）
2	議案第30号 令和3年度枚方市立幼稚園人事基本方針、令和3年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針及び枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項について
3	議案第31号 教育委員会における枚方市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について
4	議案第32号 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正について
5	議案第33号 枚方市立学校園教職員安全衛生管理規程の一部改正について

○開催日時 令和2年（2020年）12月23日 午前 10時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

報告第13号

委員会の会議に付した事項の報告について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第4条第1号の規定により教育委員会に報告する。

令和2年（2020年）12月23日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

(1) 総合型放課後事業委託契約予定事業者の選定について（答申）

令和2年（2020年）9月25日開催の教育委員会で承認された、総合型放課後事業委託契約予定事業者選定の諮問について、総合型放課後事業委託事業者選定審査会から令和2年（2020年）12月7日付けで株式会社セリオを選定する答申を受けた。

(2) 答申書

次ページのとおり



令和2年12月7日

枚方市教育委員会

総合型放課後事業委託事業者選定審査会

会 長

本多重夫

総合型放課後事業委託契約予定事業者選定の答申について

本審査会に対して諮問のあった総合型放課後事業委託契約予定事業者の選定について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

なお、枚方市教育委員会においては、答申を十分に尊重し手続を取られるよう要請する。

記

委託契約予定事業者となる団体

所在地	大阪市北区堂島 1-5-17 堂島グランドビル 8階
団体名称	株式会社セリオ
代表者の氏名	代表取締役 若瀨 久

議案第30号

令和3年度枚方市立幼稚園人事基本方針、令和3年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針及び枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和2年（2020年）12月23日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

幼児教育に対する地域住民の期待と要望にこたえ、本市における幼稚園教育の健全な発展と充実を期するためには、秩序ある幼稚園運営の推進と教育意欲の高揚を目指して、適切な人事管理の下に教職員組織の充実を図ることが肝要である。

したがって、下記の事項に重点をおき、令和3年度の教職員人事を行う。

記

1. 園長の人事

幼稚園の総括的な責任者として管理運営に当たる園長については、高い識見と経営管理能力及び実務経験が求められるため、園運営上の効果等を考慮し配置する。

(1)配置換

園運営上の能力等を十分考慮して適切に行う。

(2)主幹園長任用

任用選考は、必要に応じて実施する。

(3)採用

採用選考は、必要に応じて実施する。

2. 教諭の人事

(1)配置換

各園の実情を勘案し、適正に行う。

(2)主査教諭、主任教諭任用

任用選考は、必要に応じて実施する。

(3)新規採用

新規採用者は、必要に応じて配置する。

3. その他留意事項

支援教育の充実を図るための教職員の配置等については考慮する。

令和3年度枚方市立幼稚園人事基本方針（新）	令和2年度枚方市立幼稚園人事基本方針（旧）
<p>幼児教育に対する地域住民の期待と要望にこたえ、本市における幼稚園教育の健全な発展と充実を期するためには、秩序ある幼稚園運営の推進と教育意欲の高揚を目指して、適切な人事管理の下に教職員組織の充実を図ることが肝要である。</p> <p>したがって、下記の事項に重点をおき、<u>令和3年度</u>の教職員人事を行う。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 園長の人事 〔略〕 2. 教諭の人事 〔略〕 3. その他留意事項 〔略〕 	<p>幼児教育に対する地域住民の期待と要望にこたえ、本市における幼稚園教育の健全な発展と充実を期するためには、秩序ある幼稚園運営の推進と教育意欲の高揚を目指して、適切な人事管理の下に教職員組織の充実を図ることが肝要である。</p> <p>したがって、下記の事項に重点をおき、<u>令和2年度</u>の教職員人事を行う。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 園長の人事 〔略〕 2. 教諭の人事 〔略〕 3. その他留意事項 〔略〕

教育に対する市民の期待と要望にこたえ、本市における学校教育の健全な発展を期するためには、秩序ある学校運営と教育意欲の高揚を目指して、適切な人事管理の下に、教職員組織の充実を図ることが肝要である。

そのため、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「公立小中学校教職員人事取扱要領」の趣旨に則り、教職員構成の実態を勘案して、適切な人事を行う。

したがって、下記の事項に重点をおき、令和3年度の教職員人事を行う。

なお、枚方市独自の少人数学級編制で学級が増える小学校に、並びに生徒指導体制の充実のため、及び小中一貫教育・学力向上、英語教育の取組を推進し、きめ細かな指導等で教育効果を高めることのできる学校に、本市採用の任期付講師を配置する。

記

1. 校長及び教頭の人事

学校の総括的な責任者として学校経営に当たる校長と、これを補佐すべき教頭については、高い識見と管理能力及び教育改革実現に向けた積極的な態度が求められるため、学校運営上の効果等を考慮し配置する。その際、他市との交流も勘案する。

2. 一般教職員人事

(1)異動及び配置換

異動及び配置換（以下「異動等」という。）については、特に次の点に留意するものとする。

ア. 「学校園の管理運営に関する指針」に基づき、各学校の教育目標の達成を図るため、全市的に視野に立ち、計画的な異動等を行う。

イ. 学校運営上の効果及び学校の実情に応じて計画的な異動等を行う。

ウ. 他市との人事交流を積極的に推進する。

(2)新規採用

教育者としての熱意と活力及び教育的識見を高めることができる学校に新規採用者を配置する。

3. 女性教職員の人事

(1)経験豊かな女性教職員を学校運営の中で活用できるよう考慮する。

(2)教頭等の任用については、積極的に考慮する。

令和3年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針（新）	令和2年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針（旧）
<p>教育に対する市民の期待と要望にこたえ、本市における学校教育の健全な発展を期するためには、秩序ある学校運営の推進と教育意欲の高揚を目指して、適切な人事管理の下に、教職員組織の充実を図ることが肝要である。</p> <p>そのため、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「公立小中学校教職員人事取扱要領」の趣旨に則り、教職員構成の実態を勘案して、適切な人事を行う。</p> <p>したがって、下記の事項に重点をおき、<u>令和3年度</u>の教職員人事を行う。</p> <p>なお、枚方市独自の少人数学級編制で学級が増える小学校に、並びに生徒指導体制の充実のため、及び小中一貫教育・学力向上、英語教育の取組を推進し、きめ細かな指導等で教育効果を高めることのできる学校に、本市採用の任期付講師を配置する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 校長及び教頭の人事 〔略〕</p> <p>2. 一般教職員人事 (1)異動及び配置換 異動及び配置換（以下「異動等」という。）については、特に次の点に留意するものとする。 ア. 〔略〕 イ. 〔略〕 ウ. 〔略〕</p> <p>(2)新規採用 〔略〕</p> <p>3. 女性教職員の人事 〔略〕</p>	<p>教育に対する市民の期待と要望にこたえ、本市における学校教育の健全な発展を期するためには、秩序ある学校運営の推進と教育意欲の高揚を目指して、適切な人事管理の下に、教職員組織の充実を図ることが肝要である。</p> <p>そのため、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「公立小中学校教職員人事取扱要領」の趣旨に則り、教職員構成の実態を勘案して、適切な人事を行う。</p> <p>したがって、下記の事項に重点をおき、<u>令和2年度</u>の教職員人事を行う。</p> <p>なお、枚方市独自の少人数学級編制で学級が増える小学校に、並びに生徒指導体制の充実のため、及び小中一貫教育・学力向上、英語教育の取組を推進し、きめ細かな指導等で教育効果を高めることのできる学校に、本市採用の任期付講師を配置する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 校長及び教頭の人事 〔略〕</p> <p>2. 一般教職員人事 (1)異動及び配置換 異動及び配置換（以下「異動等」という。）については、特に次の点に留意するものとする。 ア. 〔略〕 イ. 〔略〕 ウ. 〔略〕</p> <p>(2)新規採用 〔略〕</p> <p>3. 女性教職員の人事 〔略〕</p>

「令和3年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針」に基づき、人事を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。

1. 校長及び教頭の人事について

(1)校長

ア. 異動等

学校経営上の能力等を十分考慮し、学校の実情を勘案の上、適正に配置する。

イ. 採用内申

積極的な学校経営を期待しうる人材を任用するために、「枚方市小中学校校長候補者選考要領」等に従い、次の基準により内申する。

- ① 人格が高潔で指導力に富み、教育について高い識見と学校経営管理能力を有する者
- ② 柔軟な発想や企画力、組織経営の手腕など優れたリーダーシップを有する者

(2)再任用校長

ア. 任用等

必要に応じ任用する。

イ. 任用内申

別に定める要領に従い、次の基準に基づき選考の上、内申する。

- ① 枚方市立学校の校長のうち、年度末に定年退職となる者
- ② 教育に対する情熱、豊富な知識、優れた実績を有する者
- ③ 従前の勤務実績や勤務意欲及び心身の状況等を総合的に判断し、管理職として適当と認められ、退職年度及び退職前年度の校長としての人事評価が上位3区分（「A」以上）で、いずれかが上位二区分（「S」以上）と見込まれる者

(3)任期付校長

ア. 任用等

必要に応じ任用する。

イ. 任用内申

別に定める要項に従い、次の基準に基づき選考の上、内申する。

- ① 学校の教職員の意欲を引き出し、リーダーシップを発揮できる者
- ② 民間企業等で培われた柔軟な発想、企画力を有する者
- ③ 社会の動向に対する洞察力と先見性を有する者
- ④ 組織マネジメントによる学校組織の活性化を推進できる者
- ⑤ これまで培ってきた人的ネットワークや渉外能力を活用し、地域との連携のもと、開かれた学校づくりを推進できる実行力を有する者

(4)教頭

ア. 異動等

現任校における勤務年数及び学校運営上の能力等を考慮するとともに、学校の実情を勘案の上、適正に配置する。

イ. 任用内申

別に定める要領に従い、次の基準に基づき選考の上、内申する。

- ① 人格が高潔で実践力に富み、教育に対する高い識見と計画性を有し、学校運営能力を備えている者

② 教育経験豊かで、指導力、校務処理能力にすぐれた者

(5)再任用教頭

ア. 任用等

必要に応じ任用する。

イ. 任用内申

別に定める要領に従い、次の基準に基づき選考の上、内申する。

① 枚方市立学校の教頭のうち、年度末に定年退職となる者

② 教育に対する情熱、豊富な知識、優れた実績を有する者

③ 従前の勤務実績や勤務意欲及び心身の状況等を総合的に判断し、管理職として適当と認められ、退職年度の人事評価が上位2区分（「S」以上）と見込まれる者

2. 教職員の人事について

・異動及び配置換

ア. 教職員の配置については、主任制をはじめとする秩序ある学校運営体制の確立と教育改革推進のため適正に行う。その際、校長の具申及び指導経過を尊重する。

イ. 現任校における勤務年数は、概ね6年を目途とするが、学校運営上必要に応じて、計画的に異動等を行う。ただし、養護教諭、栄養教諭、事務職員の勤務年数は、概ね4～6年を目途とする。

ウ. 異動等を行うにあたっては、他市異動、市内異動、校種間異動ともに計画的かつ積極的に推進する。

エ. 校長のリーダーシップが発揮される学校に、教育改革推進のための加配教員を配置する。

3. 校長、教頭及び教職員の退職について

(1)大阪府の再任用制度、講師及び枚方市教育専門嘱託員制度並びに枚方市独自の事業に係る非常勤講師等について、趣旨の周知徹底を図るとともに、その有効活用に努める。

(2)定年退職予定の校長又は教頭のうち、教育への情熱、豊富な知識、優れた実績を有するものを、それぞれ校長又は教頭として必要に応じ、再任用する。

令和3年度枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項（新）	令和2年度枚方市立小中学校教職員人事取扱上の留意事項（旧）
<p>「令和3年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針」に基づき、人事を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>1. 校長及び教頭の人事について</p> <p>(1) 校長 [略]</p> <p>(2) 再任用校長</p> <p>ア. 任用等 [略]</p> <p>イ. 任用内申 [略]</p> <p><u>(3) 任期付校長</u></p> <p>ア. <u>任用等</u></p> <p>必要に応じ任用する。</p> <p>イ. <u>任用内申</u></p> <p>別に定める要項に従い、次の基準に基づき選考の上、内申する。</p> <p>① <u>学校の教職員の意欲を引き出し、リーダーシップを発揮できる者</u></p> <p>② <u>民間企業等で培われた柔軟な発想、企画力を有する者</u></p> <p>③ <u>社会の動向に対する洞察力と先見性を有する者</u></p> <p>④ <u>組織マネジメントによる学校組織の活性化を推進できる者</u></p> <p>⑤ <u>これまで培ってきた人的ネットワークや渉外能力を活用し、地域との連携のもと、開かれた学校づくりを推進できる実行力を有する者</u></p> <p><u>(4) 教頭</u> [略]</p> <p><u>(5) 再任用教頭</u></p> <p>ア. 任用等 [略]</p> <p>イ. 任用内申 [略]</p> <p>2. 教職員の人事について</p> <p>・異動及び配置換</p> <p>ア. [略]</p> <p>イ. [略]</p> <p>ウ. [略]</p> <p>エ. [略]</p>	<p>「令和2年度枚方市立小中学校教職員人事基本方針」に基づき、人事を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>1. 校長及び教頭の人事について</p> <p>(1) 校長 [略]</p> <p>(2) 再任用校長</p> <p>ア. 任用等 [略]</p> <p>イ. 任用内申 [略]</p> <p>(3) 教頭 [略]</p> <p>(4) 再任用教頭</p> <p>ア. 任用等 [略]</p> <p>イ. 任用内申 [略]</p> <p>2. 教職員の人事について</p> <p>・異動及び配置換</p> <p>ア. [略]</p> <p>イ. [略]</p> <p>ウ. [略]</p> <p>エ. [略]</p>

3. 校長、教頭及び教職員の退職について

(1) [略]

(2) [略]

3. 校長、教頭及び教職員の退職について

(1) [略]

(2) [略]

議案第31号

教育委員会における枚方市情報通信技術を活用した行政の 推進に関する条例施行規則の制定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和2年（2020年）12月23日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

教育委員会における枚方市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和2年枚方市条例第56号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教育委員会等 次に掲げるものをいう。

イ 教育委員会又は教育委員会に置かれる機関

ロ 教育委員会又は教育委員会に置かれる機関の職員であって法律又は条例等上独立に権限を行使することを認められたもの

ハ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市の指定を受けた団体

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 次に掲げるもの（教育委員会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から認証できるものに限る。）をいう。

イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書

ハ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ニ 教育委員会の職又は組織に係る電子署名を行うために用いる符号が当該職又は組織に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録

ホ イからニまでに掲げるもののほか、申請等を行う者又は教育委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録のうち、教育長が別に定めるもの

(申請等に係る電子情報処理組織)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める電子情報処理組織は、教育委員会等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって教育長が別に定める技術的基準に適合するものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等の方法)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、教育長が別に定めるところにより、教育長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、教育長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(申請等において氏名又は名称を明らかにする措置)

第5条 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。第11条及び第15条において同じ。)及び前条第2項ただし書に規定する措置とする。

(情報通信技術による手数料又は使用料の納付)

第6条 条例第3条第5項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものは、第4条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第3条第6項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると教育長が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると教育長が認める場合

2 条例第3条第6項の規定により同条第1項から第5項までの規定の適用を受ける場合における第3条の規定の適用については、同条中「申請等」とあるのは、「申請等(同条第6項の規定により同条第1項の規定を適用する部分に限る。次条から第6条までにおいて同じ。)」とする。

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第4条第1項の規則で定める電子情報処理組織は、教育委員会等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって教育長が別に定める技術的基準に適合するものとの電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等の方法)

第9条 教育委員会等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、教育長が別に定めるところにより、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

2 教育委員会等は、前項の処分通知等を行うときは、原則として、当該処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを記録するものとする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 条例第4条第1項ただし書の規則で定める方式は、次のいずれかの方式とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の教育長が別に定めるところによる届出
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が別に定める方式
(処分通知等において氏名又は名称を明らかにする措置)

第11条 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第12条 条例第4条第5項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると教育長が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると教育長が認める場合

2 条例第4条第5項の規定により同条第1項から第4項までの規定の適用を受ける場合における第8条の規定の適用については、同条中「処分通知等」とあるのは、「処分通知等(同条第5項の規定により同条第1項の規定を適用する部分に限る。次条から第11条までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第13条 教育委員会等は、条例第5条第1項の規定により同項の当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項により縦覧等を行うときは当該事項をインターネットを利用する方法又は当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により、当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは当該事項を記載した書類を当該縦覧等を行う事務所に備え置く方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等の方法)

第14条 教育委員会等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(作成等における氏名又は名称を明らかにする措置)

第15条 条例第6条第3項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名とする。

(条例第7条の規則で定める書面等及び措置)

第16条 条例第7条の規則で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

書 面 等	措 置
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された第2条第3号イに掲げる署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報の教育委員会等への提供 (2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の教育委員会等への提供 (3) 個人番号カードの教育委員会等への提示
枚方市印鑑条例（昭和48年枚方市条例第9号）第12条第2項の規定により市長が交付する印鑑登録証明書	前項右欄第1号に掲げる措置

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

枚方市条例第 56 号

枚方市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例及び規則等（市の規則、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程及び議会の規程をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。
 - イ 市長、地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関、上下水道事業管理者、病院事業管理者若しくは議会又はこれらに置かれる機関
 - ロ イに掲げる機関の職員であって法律又は条例等上独立に権限を行使することを認められたもの
 - ハ 地方自治法第244条の2第3項の規定により市の指定を受けた団体
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力

装置を含む。以下同じ。)とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料又は使用料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料又は使用料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受

ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

（添付書面等の省略）

第7条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に

係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないものとすることができる。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第8条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により、毎年度、公表するものとする。

(市が処理することとなる大阪府知事等の権限に属する事務に関する手続等の取扱い)

第9条 地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により市が処理することとなる事務に関する手続等であって、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）及び第3条から第7条までの規定の適用がないものについては、この条例の規定の例による。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則[令和2年12月14日公布]

この条例は、公布の日から施行する。

議案第32号

枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和2年（2020年）12月23日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成29年枚方市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「」を削る。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

（宛先）
枚方市教育委員会

申請団体

所在地（事務所が複数ある場合には、主たる事務所の所在地）

名 称

代表者の氏名



指 定 申 請 書

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者の指定を受けたいので、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 施設の名称

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 申請団体の定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては会則等の写し）
- (4) 申請団体の前事業年度における財務の状況に関する書類

議案第33号

枚方市立学校園教職員安全衛生管理規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和2年（2020年）12月23日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会規程第 号

枚方市立学校園教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

枚方市立学校園教職員安全衛生管理規程（平成24年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「印」を削る。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

衛生管理者・衛生推進者推薦報告書

年 月 日

枚方市教育委員会教育長

枚方市立 _____ 学校・幼稚園

衛生管理責任者(校園長)

印

標題の件について、次のとおり推薦するので、報告します。

	氏 名	資格の種類(保健体育又は保健の教科についての免許所有、養護教諭免許所有、衛生管理者免許所有等)
<input type="checkbox"/> 衛生管理者 <input type="checkbox"/> 衛生推進者		

※衛生管理者又は衛生推進者のいずれかを記入すること。

※資格の種類は、衛生管理者の推薦の場合に限り記入すること。

職員数

校園長・教頭	教諭等	養護教諭等	事務職員	栄養教諭等	講師	その他	合計

※府費負担及び市費負担の職員の人数を記入すること。

衛生委員会委員等推薦報告書

年 月 日

枚方市教育委員会教育長

枚方市立 _____ 学校・幼稚園

衛生管理責任者(校園長)

印

標題の件について、次のとおり推薦するので、報告します。

職員数

校園長・教頭	教諭等	養護教諭等	事務職員	栄養教諭等	講師	その他	合計

※府費負担及び市費負担の職員の人数を記入すること。

衛生委員会の構成

		職 名	氏 名
副 委 員 長	衛生に関して経験を有する者		
委 員	衛 生 管 理 者		
	産 業 医		
	衛生に関して経験を有する者		